

# 景観計画策定・改定の手引き

## ～ 改定編 ～

### <目次>

1. はじめに	1
2. 景観計画改定に向けた検討のポイントと主な留意点	3
2-1. 景観計画改定のプロセス	3
2-2. 主な検討内容	6
Ⅰ：現行計画の検証・評価	6
Ⅱ：計画改定の枠組みの整理	11
Ⅲ：具体的な改定内容の検討	12
[検討例①] 重点地区の追加（行為の制限に関する事項）	
[検討例②] 重点地区の追加以外（行為の制限に関する事項）	
[検討例③] 景観重要公共施設（積極的な活用が望まれる事項）	
[検討例④] 景観整備機構（積極的な活用が望まれる事項）	

令和4年3月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

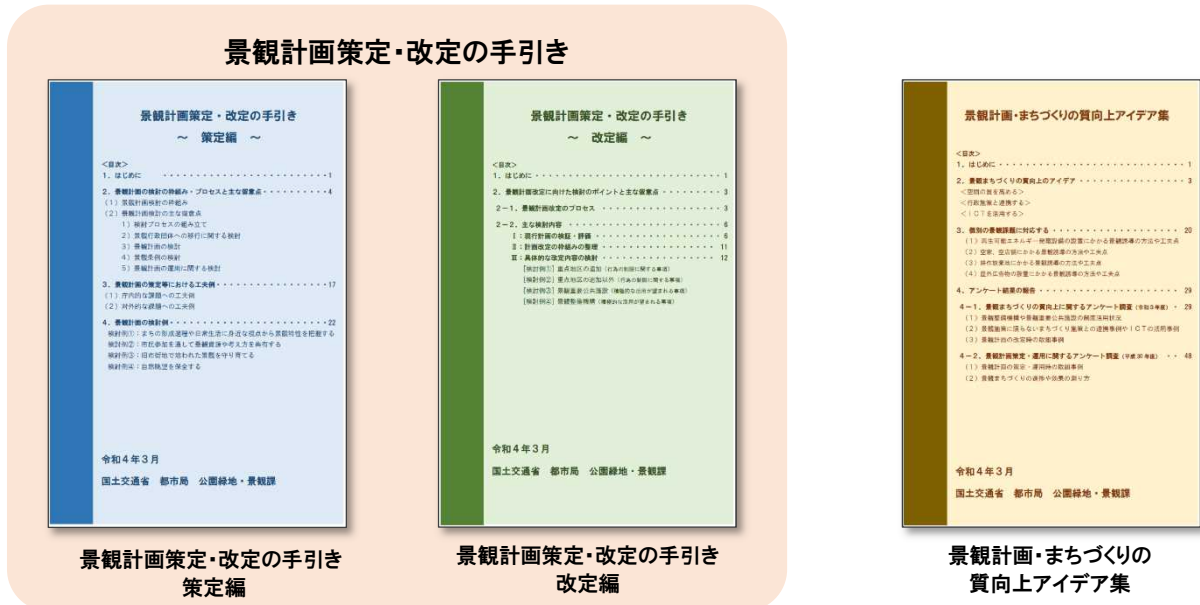
# 1. はじめに

## <「景観まちづくり」は、今後ますます重要になります>

- ・平成 16 (2004) 年に景観法が制定されてから 15 年以上が経過しました。現在、景観行政団体は 787 団体、景観計画は 630 団体（ともに令和 3 年 3 月時点）と着実に増加するなど、景観行政が地域に根付いてきています。
- ・実際に、景観計画に基づく規制と誘導により、地域の特色を活かした良好な景観の保全・創出を実現しつつあり、地方創生や観光振興につながっている事例もあります。しかしその一方で、景観法制度を活用した先進的な取組を進める自治体も多いものの、画一的な計画に留まり、地域の個性を十分に反映できていない地方公共団体もみられます。
- ・また、人口減少が加速するなど社会情勢が変化するとともに、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、「新しい生活様式」の実現に向けた取組が進むなど、景観行政をとりまく環境も大きく変化しています。
- ・近年、人口減少社会において都市のあり方が変化しており、テレワークの進展とともに都市圏から地方への移住ニーズも高まっており、今後、地方回帰の流れが進むことも考えられます。
- ・こうした社会状況の変化の中で、暮らしたい・暮らし続けたい・訪れたい都市を目指すためには、地域の魅力化・個性化が不可欠です。地域の特徴ある景観や、地域を物語る景色や風景を守り・創り・育む「景観まちづくり」は、今後ますます重要になってきています。

## <「景観計画策定・改定の手引き」「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」の作成>

- ・景観行政が地域に根付いてきている中で、さらに一歩踏み込んだ取組を進めて頂くため、この度「景観計画策定・改定の手引き（策定編・改定編）」及び「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」を作成しました。
- ・本書は、「景観計画策定・改定の手引き（改定編）」になります。策定編やアイデア集もあわせてご活用いただきながら、景観まちづくりの質を高めて、さらに魅力的な都市やまちを目指しませんか。



※上記冊子は、平成 31 (2019) 年 3 月に公表した「景観計画策定の手引き」「別冊 景観計画・まちづくりの取組事例集」の内容をもとに、令和 3 (2021) 年度に実施した調査等により得られた情報を盛り込み作成しています。

## <「景観計画策定・改定の手引き（改定編）」の目的と構成>

### ●景観まちづくりの質を高めていきたい地方公共団体への参考資料

- ・本書は、これまで景観計画を策定し景観まちづくりに取り組んできた地方公共団体が、さらにステップアップし景観まちづくりを進めていくために、計画の改定（見直し）の検討を進める際に参考となる考え方や事例を整理したものです。
- ・特に、景観まちづくりに取り組んできた中小規模の地方公共団体の担当職員や地域の景観まちづくりの関係者に対して参考となることを念頭に内容を構成しています。

### 【参考】景観まちづくりに関する情報提供

- ・国土交通省では、「景観まちづくり」(<http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/index.html>) のサイトでさまざまな情報提供を行っており、随時更新しています。本書とあわせて参考にしてください。

#### ○景観法アドバイザーブック

- ・景観計画の策定や制度の更なる活用について検討する際の参考となるようにとりまとめたもの。景観法が制定された背景、景観行政へ取り組む意義、景観へ取り組む事による波及効果、景観計画の策定にあたっての基本的な事項などを、事例とともに紹介し、それぞれの地域課題に対応するための行政内部での検討に加え、住民や事業者との情報共有にも活用されることを想定し、必要な情報を取捨選択できるように構成。

([http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd\\_townscape\\_tk\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000011.html))

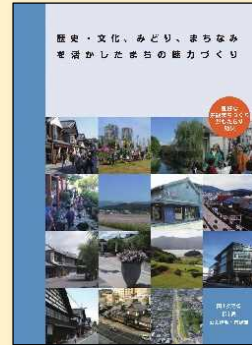
#### 景観法アドバイザーブック

景観法活用のためのお役立ち情報集

#### ○良好な景観まちづくりがもたらす効果に関するパンフレット

- ・魅力ある景観の推進について、地方公共団体や地域住民等が取り組むための動機づけや目的意識につながるよう、平成 28（2016）年 3 月に、景観まちづくりの取組及び取組を進めることにより得られる波及効果を紹介。

([http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi\\_townscape\\_tk\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000041.html))



#### ○世界に誇れる日本の美しい景観・街づくりに関する事例集

- ・全国 47 都道府県における美しい景観とそれを支える人々の取組、さらにはその取組によってもたらされたまちの賑わいや観光客の増加等の効果を平成 30（2018）年 3 月にとりまとめたもの。

(<http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/keikanjireisyu2018.html>)



## 2. 景観計画改定に向けた検討のポイントと主な留意点

- ・景観まちづくりの質向上を図るために、景観計画の改定に取り組む際に重視すべき検討のポイントと留意点を整理します。

### 2-1. 景観計画改定のプロセス

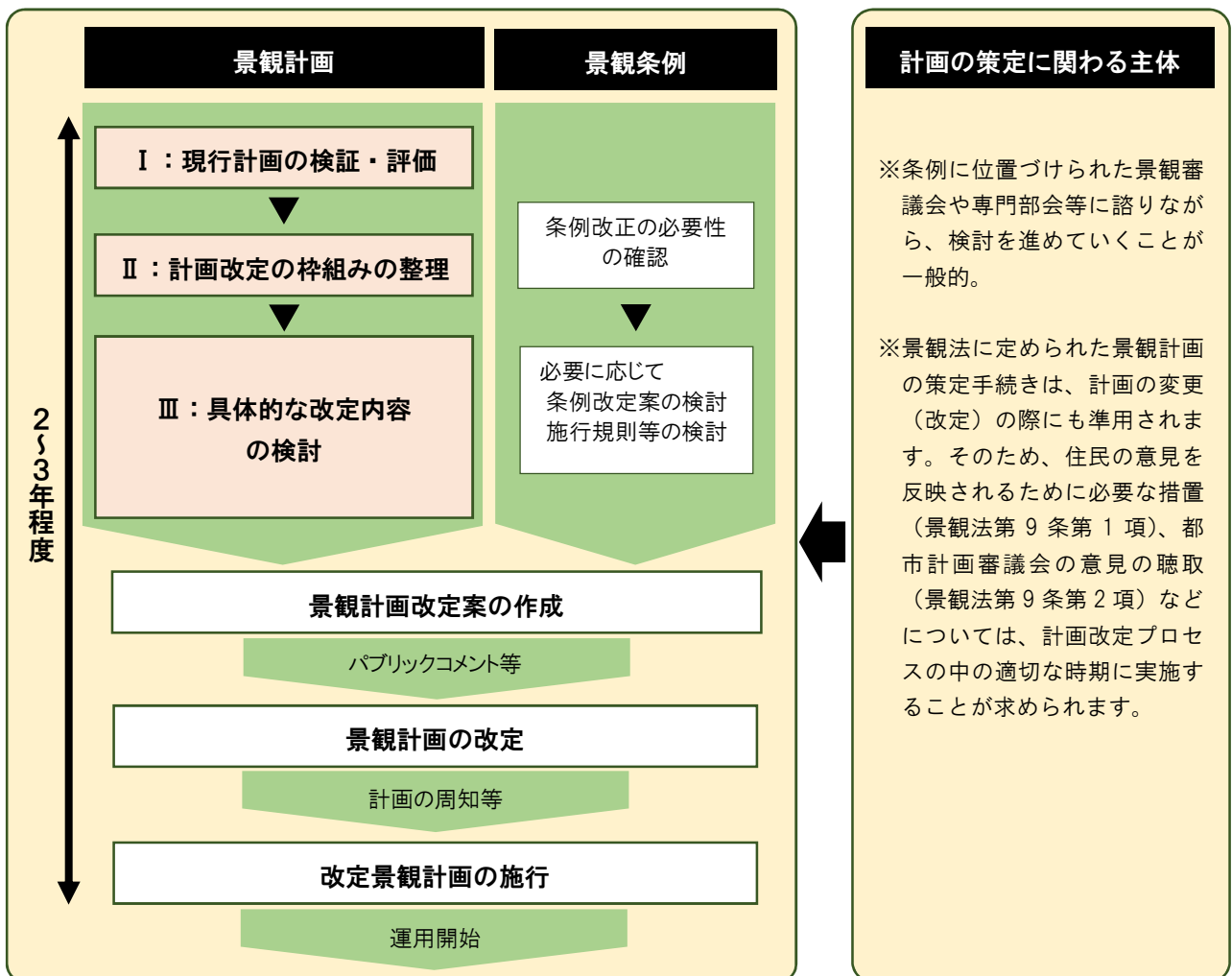
#### ●全面改定と部分改定

- ・景観計画を改定すると言ってもその目的はさまざまです。改定方法から大別すると、計画の全体的な改定をする「全面改定」と、計画の一部分の変更や追加をする「部分改定」があります。
- ・「全面改定」と「部分改定」で景観法に定められた手続きは変わりませんが、例えば、重点地区の追加など部分的な改定の場合は、計画全体の見直しに必要な検討を行わない場合がある等、検討の進め方が一部異なることもあります。

#### ●景観条例の改正が必要になる場合があります

- ・改定の内容によっては、条例の改正が必要になる場合があります。条例の改正は、手続きや検討にも時間が必要になるため、改定検討の早い段階で条例改正が必要になるか否か、ある程度の検討をつけておく必要があります。
- ・景観法で条例に委任されている項目は次ページに記載しています。計画の改定に伴いこれらの修正が必要な場合には、計画の改定に合わせて条例の改正も必要になります。

#### <改定の基本的なプロセス例>



■景観法に基づき条例で定めることができる事項  
 (景観行政団体が定めることができる事項)

該当条文	事項
第8条第4項1号 第16条第1項4号	届出対象行為の追加
第9条第7項	景観計画の策定手続の追加
第11条第2項	景観計画の提案ができる団体の追加
第16条第7項11号	届出等の適用除外行為の追加
第17条第1項	特定届出対象行為の指定
第21条第2項	景観重要建造物の標識の表示方法
第25条第2項	景観重要建造物の管理の基準
第30条第2項	景観重要樹木の標識の表示方法
第33条第2項	景観重要樹木の管理の基準

(市町村で定めることができる事項)

該当条文	事項
第67条	景観地区における認定審査手続の追加
第69条第1項5号	景観地区内の建築物の形態意匠の制限等について、適用除外の対象となる建築物の追加
第72条第1項 第72条第2項	景観地区工作物制限条例の制定
第72条第3項	景観地区工作物制限条例による認定審査手続の追加
第73条第1項	景観地区開発行為等制限条例の制定
第75条第1項	準景観地区における建築物・工作物の規制基準の制定
第75条第2項	準景観地区開発行為等制限条例の制定
第76条第1項 第76条第3項	地区計画等形態意匠条例の制定
第76条第4項	地区計画等形態意匠条例による認定審査手続の追加
第108条	条例の規定に違反した場合の50万円以下の罰金

出典：「景観法アドバイザーブック」(国土交通省)

●住民意見等を反映することも重要です

- ・具体的な改定内容を総合して景観計画の改定案を作成し、景観計画の改定へと進めていきます。景観法に定められた景観計画の策定手続きは、景観計画の変更の際にも準用されます。(景観法第9条第8項)
- ・改定の検討段階から、市民参加によるワークショップや景観に関するアンケート等を実施することによって、住民の意見を反映することが望まれますが、地域の実情に応じて実施することになります。
- ・地方公共団体によっては、条例で手続きを付加している場合もありますので、例えば、景観計画の策定時のプロセスを振り返っておくと安心です。

■景観法第9条に定める策定及び変更の手続き

項	手続きの内容
第1項	住民の意見を反映させるために必要な措置
第2項	都市計画審議会の意見の聴取
第3項	関係市町村の意見の聴取
第4項	景観重要公共施設の管理者との協議および同意 (景観計画に第8条第2項第5号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするとき)
第5条	国立公園等管理者との協議および同意 (景観計画に第8条第2項第5号ホに掲げる事項を定めようとするとき)
第6項	景観計画の告示、公衆の縦覧
第7項	条例における必要な規定を定めることを妨げない
第8項	景観計画の変更への準用

## 2-2. 主な検討内容

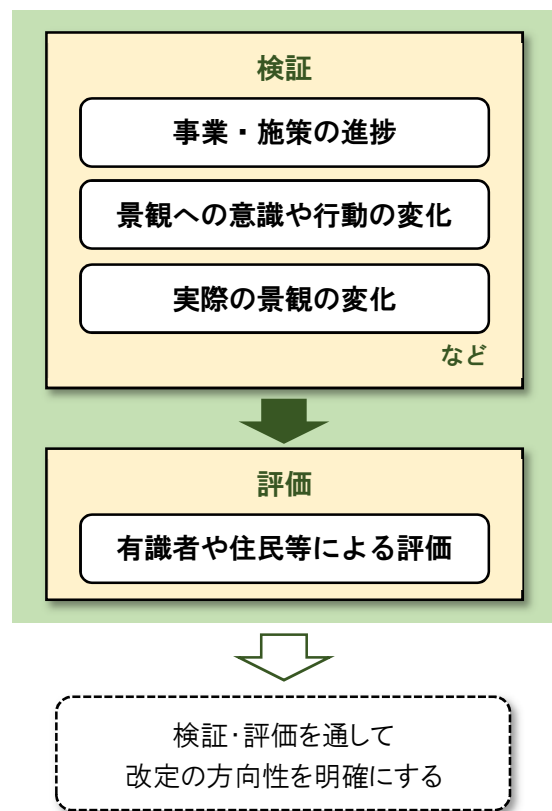
ここからは、p.3に示した<改定の基本的なプロセス>で示したⅠ～Ⅲに該当する部分について、主な検討内容を整理していきます。

### Ⅰ：現行計画の検証・評価

#### ポイント

- 「事業・施策の進捗」「住民の景観への意識や行動の変化」「実際の景観の変化」など、複数の側面からの検証
- 検証結果を総合的に評価して改定の方向につなげる

- ・景観計画の検証・評価方法の考え方には、計画に位置づけた個別の施策や目標について、事実を確認する「検証」と、検証をもとに施策の効果や有効性を判断する「評価」とに分けて考えます。
- ・具体的な「検証」の項目は、景観計画にどのような項目を位置づけられているかによって異なりますが、大きく分けると、計画に位置づけた「事業・施策の進捗」、「景観に関する意識の変化」、「実際の景観の変化」などに整理できます。
- ・「検証」を行っている事例では、一つの視点から見るとはならず、次ページに示す項目のように、幾つかの視点から実施しています。
- ・「評価」は、景観計画に検証項目における目標値が設定されている場合は、目標値に達しているかどうかでの判断できます。一概に判断しにくいもの総合的な判断が必要とするため、条例で位置づけた景観審議会等において、有識者や市民等によって議論するケースが見られます。



## ～検証方法の具体例～

### ＜事業・施策の進捗＞

景観計画の運用実績	届出等の件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画に基づく届出の件数</li> <li>・景観地区における認定申請の件数</li> <li>・景観計画の重点地区における届出の件数</li> <li>・屋外広告物条例に基づく許可申請の件数</li> </ul>
	重点的に景観形成に取り組む地区の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点的に景観形成に取り組んでいる地区(景観地区、景観計画の重点地区など)の数</li> </ul>
	指導、誘導、協議等の実施件数・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部のアドバイザーを活用した景観誘導・協議の実施回数</li> <li>・専門家による審査会やデザイン会議への開催件数</li> <li>・違反屋外広告物の是正件数</li> <li>・届出内容の変化などから、景観に関する指導や誘導の効果が実際に現れているかどうかを検証</li> </ul>
景観まちづくりの取組実績	地方公共団体が実施する景観まちづくりに関する事業の実施件数・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画の実行計画やアクションプランを策定し進捗評価を実施</li> <li>・毎年度、事業の具体的な実施内容や成果について確認</li> </ul>
	補助・助成の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修景や歴史的建造物保全に対する補助や助成の実績</li> </ul>
住民の景観まちづくりの取組状況	景観形成に取り組む団体の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観まちづくりや清掃活動などに取り組む団体の数</li> </ul>
	景観協定等の件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観協定の認定件数</li> </ul>
景観行政団体の数(都道府県のみ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県下の景観行政団体の数</li> <li>・景観計画を策定した市区町村の数</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民アンケートの結果</li> <li>・宅地の利用率</li> <li>・住宅着工の動向</li> <li>・条例に適合している屋外広告物の割合</li> </ul>

### ＜住民の景観への意識や行動の変化＞

住民の満足度、意識、施策認知度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の景観に対する満足度</li> <li>・景観形成の必要性に対する意識</li> <li>・景観施策に対する認知度</li> <li>・住民に「好きだと思ふ景観」を具体的に聞く</li> </ul>
住民主体の活動やイベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体で実施する活動(景観づくり、清掃等)の実施回数、参加者数</li> </ul>
普及啓発事業への参加度合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発事業(まち歩き、勉強会等)の参加者数</li> </ul>

### ＜実際の景観の変化＞

定点観測の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決まった地点で定期的に(1年ごと、5年ごと、10年ごと等)写真を撮影し、景観を記録・比較</li> <li>・景観審議会の中で、委員と現地視察を実施し、建築物や屋外広告物の更新状況、基準適合状況について検証</li> </ul>
建設前後の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物や工作物の建設前後、屋外広告物の設置前後の景観の変化を写真によって比較し検証</li> <li>・届出や許可申請に係る行為の完了届出を提出してもらい、検証</li> </ul>
協議案件の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観に関する協議を行った案件について、完成後の状況を確認・検証</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要文化的景観の重要な構成要素について個票を作成し、専門家による評価を実施</li> </ul>



### <間接的な効果>

人の数 (観光客、人口など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客数</li> <li>・イベントの来場者数</li> <li>・歩行者通行量</li> <li>・移住者数</li> </ul>
経済的指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空店舗率</li> <li>・不動産価格、地価</li> </ul>

### ～評価方法の具体例～

専門家による評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観審議会やアドバイザーといった形で、学識経験者などの専門家や、景観づくりに関係する団体などから景観施策について意見を聴取</li> </ul>
市民委員による評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公募委員を中心とした景観市民会議を開催し、景観まちづくりの評価・検証を実施</li> </ul>
内部での評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の連絡会議で景観に関する課題を抽出</li> <li>・関係部署による景観形成の取組について状況報告を受ける</li> </ul>

■ 検証・評価の結果を計画の改定や施策の改善につなげた事例

市の景観施策全体の検証・評価を行いながら景観計画の改定へ（仙台市）

- ・ 仙台市では、平成 21（2009）年 3 月に「仙台市『杜の都』景観計画」を策定。10 年が経過し、景観計画に加えて屋外広告物や条例に基づく自主的な取組も含めた景観施策全体について、評価検証を実施した。
- ・ 評価・検証にあたっては、定点観測や市民へのアンケート、庁内の他部署や関係団体等（民間企業、街づくり団体、有識者、商店街等）へのヒアリングを実施した。
- ・ 検証・評価の内容を踏まえ、景観計画の改定につなげている。

3. 市街地中心部は、都心部で商業集積地としての立体感や奥行きをつくとともに、青葉山や大年寺山などの丘陵、北山などの樹林群、太平洋の水平線を阻害しないスカイラインを下記眺望点から形成する

**施策**

眺望（景観計画より）

- ①市街地の通りや高層ビル展望室から、  
青葉山や大年寺山
- ②高層ビル展望室から、周辺の社寺林や風致林など
- ③仙台城跡から、市街地中心部
- ④広瀬川周辺から都心部

【景観計画（景観重点区域）】【景観地区】

- ・ 容積率も踏まえた段階的な高さ、低彩度とする色彩、高層部のデザイン等の工夫するなどの制限を設ける

【景観計画（景観重点区域）】【屋外広告物条例】

- ・ 景観計画で屋外広告物についての制限を定め、その内容を踏まえ、屋外広告物条例で、屋上広告物や壁面広告物の上乗せの基準を定める

③ 仙台城跡から市街地中心部を望む

スカイラインのイメージ

※主なものを記載

H30 ↓ 景観計画施行前 → 景観計画施行後（届出対象） ↓ 景観計画施行後（届出対象）（高さ制限緩和と適用）

H19（景観計画施行前）

・ 景観計画施行後に建てられた建築物は、眺望としてねらっていたスカイラインを阻害していない

・ 目立った色彩やデザインの建築物や、屋外広告物の乱立は見られない

16

（出典：平成 30 年度第 3 回仙台市景観総合審議会資料）

## 景観計画の検証・評価の結果をもとにアクションプランを策定（町田市）

- ・町田市では、平成 21（2009）年 12 月に「町田市景観計画」を策定。景観計画の「第 6 章 計画の推進・管理」に、計画の定期的な評価・見直しを位置づけ、5 年に 1 回程度の検証・評価を行うことを記載。
- ・計画策定から 5 年が過ぎた段階で検証・評価作業に取り組み、平成 28（2016）年 3 月に「町田市景観計画評価・検証結果報告書」を作成した。
- ・評価検証の結果を踏まえ、平成 28（2016）年 8 月に「町田市景観計画アクションプラン（2016～2020 年度）～五感で感じる景観づくり「見る」「聞く」「味わう」「触れる」～」を策定した。



## 景観計画の進行管理のために2回の検証・評価を実施し、景観計画の改定に反映（茅ヶ崎市）

- ・茅ヶ崎市では、平成 20（2008）年 7 月に「茅ヶ崎市景観計画」を策定し、景観協議や屋外広告物条例の制定など景観施策の制度の構築を推進。
- ・計画の進行管理を行うため、施策・事業の実施状況の評価を2回実施。「茅ヶ崎市景観計画前期（H20～H22）報告書」（平成 24 年 2 月）及び「茅ヶ崎市景観計画期末報告書」（平成 29 年 7 月）を発行。
- ・検証・評価の結果を踏まえ、平成 31（2019）年 1 月に景観計画の改定を行った。



## II：計画改定の枠組みの整理

### ポイント

- 早い段階でアウトプットイメージを共有
- 改定までのスケジュールを整える

#### ●早い段階でアウトプットイメージを共有

- ・現行計画の検証・評価の結果に加え、地域の景観を取り巻く社会状況の変化、計画運用の課題等も踏まえて、景観形成に関わる施策の改善方向について整理します。
- ・方向性を整理した上で、景観まちづくりの取組を進めていくために、計画を改定するのか、あるいは計画の改定は行わず、景観づくりに資する新たな事業を実施したり、市民参加を充実させるなどの別の方向があるのか等、幅広くとらえて整理することが必要です。
- ・計画の改定を行う場合は、「なぜ改定するのか」「何を改定するのか」など論点や方向性をあらかじめ整理することが大切です。また、例えば現行計画の構成をベースに、どの章の何を検討するのかなど、この時点で概ねのアウトプットのイメージを共有しておくこと、その後の検討が進めやすくなります。

#### ●改定しないという選択肢もある

- ・検証・評価の結果、景観計画を改定しないという選択肢もあります。例えば、景観計画は改定せず、計画を推進していく具体的な事業を創設、推進していくことを重視する場合なども考えられます。
- ・景観まちづくりを総合的に推進していくために相応しい次のステップとして、必要な手段を考えましょう。

#### ●改定までのスケジュールを整える

- ・改定内容にもよりますが、計画改定の検討を開始してから計画改定の手続きを終えるには1年を超えることが十分想定されます。例えば、検討開始から改定まで2年以上を見越しておくことも必要になります。
- ・また、計画の改定に合わせて条例の改定も行う場合には、庁内での法制担当部局との調整や議会への説明なども考慮したスケジュールを整えることが必要です。

### Ⅲ：具体的な改定内容の検討

#### 具体的な改定内容の主な項目

行為の制限に関する事項

検討例① 重点地区の追加

検討例② 重点地区の追加以外

積極的な活用が望まれる事項

検討例③ 景観重要公共施設

検討例④ 景観整備機構

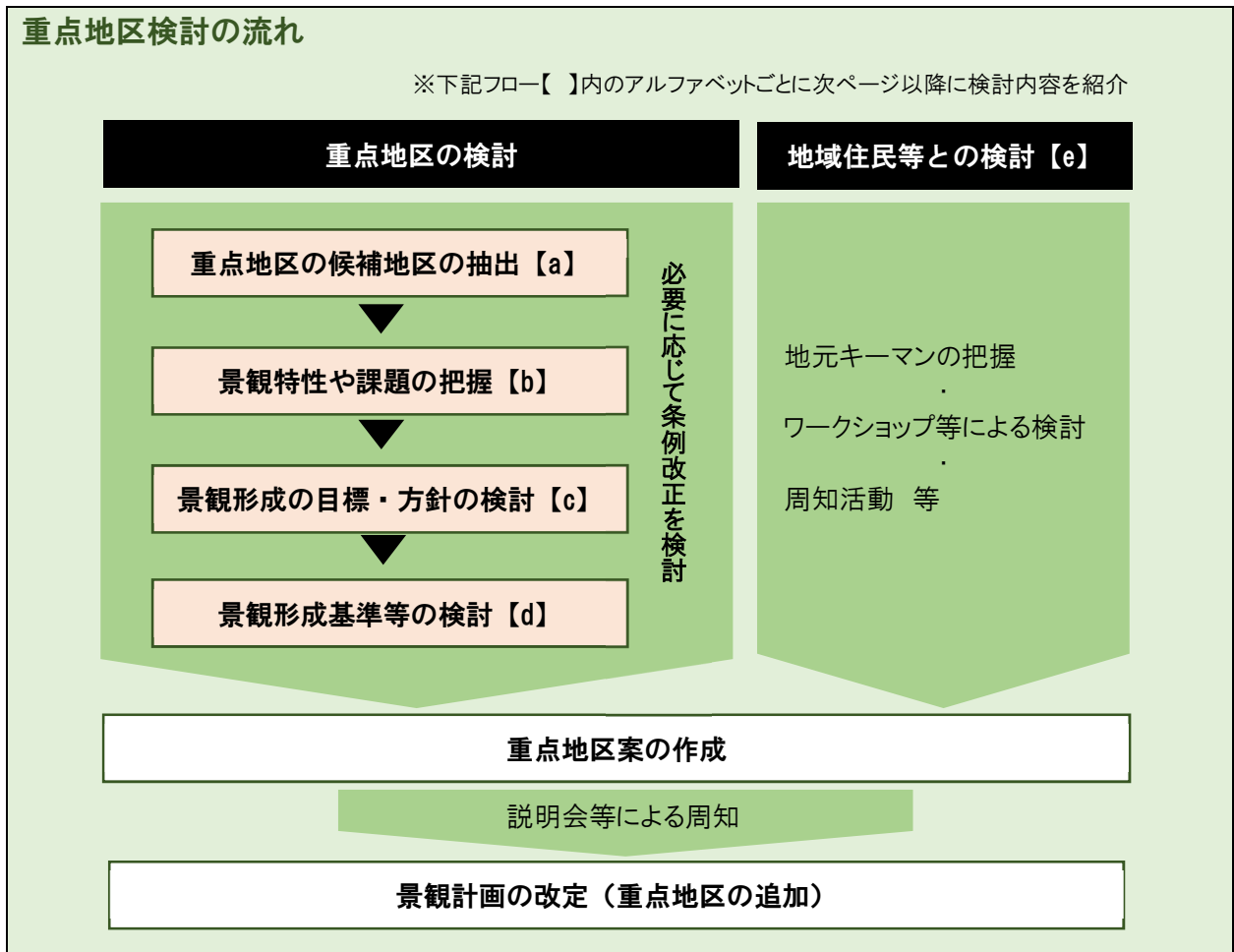
- ・計画改定枠組みの整理を済ませたら、次は具体的な改定内容の検討になります。改定内容は地方公共団体によってさまざまです。
- ・令和3（2021）年度に実施した「景観まちづくりの質向上に関するアンケート」において、これまで景観計画を改定した項目を尋ねたところ、「行為の制限に関する事項」が最も多く挙げられています。景観計画改定の視点として、届出に基づく景観の誘導の改善や充実に力が注がれていることが分かります。
- ・ここでは、アンケート結果を踏まえ、行為の制限に関する事項の改善について、ポイントや事例を整理します。また、これからの景観まちづくりの質向上に向けて積極的な活用が望まれる「景観重要公共施設」及び「景観整備機構」についても紹介します。

#### ■改定した事項（複数回答可）

選択肢		回答数	割合
景観の特徴・課題	① 景観計画区域における景観の特徴・課題	38	16%
景観形成の目標・方針	② 景観形成の基本理念・目標等	30	12%
	③ 良好な景観の形成に関する方針	44	18%
届出等に基づく景観形成等	④ 行為の制限に関する事項を変更(重点地区の追加)	131	53%
	⑤ 行為の制限に関する事項を変更(重点地区の追加以外)	121	49%
	⑥ 景観地区・準景観地区	15	6%
届出等以外の景観形成に関する事項	⑦ 景観重要公共施設に関する事項	44	18%
	⑧ 景観重要建造物、景観重要樹木に関する事項	18	7%
	⑨ 屋外広告物に関する事項	57	23%
	⑩ 景観農業振興地域整備計画に関する事項	0	0%
	⑪ 自然公園法の許可に関する事項	0	0%
景観形成の推進方策等	⑫ 実現に向けた取組の進め方	20	8%
	⑬ 景観整備機構、景観協議会、景観協定等の活用の考え方	5	2%
その他	⑭ その他 (例:重点地区指定にあたり届出プロセスに地区住民との協議を追加した 等)	30	12%
改定したことがある自治体		245	100%

「景観まちづくりの質向上に関するアンケート（令和3年度実施）」より

## [検討例①] 重点地区の追加（行為の制限に関する事項）



- ・重点地区を指定するにあたって、まずは「重点地区の候補となる地区の抽出」を行い、その後当該地区における「景観特性や課題を把握」し、その結果をもとに「景観形成の目標・方針の検討」、「景観形成基準等の検討」を進めます。
- ・その後、「重点地区案の作成」、「景観計画の改定（重点地区の追加）」へと至る流れになります。必要に応じて、条例改定の検討を進めます。

### ※重点地区の定義

- ・ここで扱う重点地区とは、景観計画区域のうち、特に良好な景観形成に取り組むために景観計画に位置付けられた地区を指します。
- ・重点地区は、地域の「拠り所」や「顔となる場所」などの重点的な景観施策の推進が必要な区域において指定されており、その目的は「歴史的な景観」や「眺望景観」、「中心市街地の都市的景観」、「住宅地景観や生活景」、「自然景観」の保全・形成など、様々です。

## a：重点地区の候補地区の抽出

- ・「重点地区の候補地区」が決まっていない場合は、地区の抽出から始めます。
- ・「重点地区の候補地区」は、「地域の顔となっている場所」や「地域住民による景観まちづくりの機運が高まっている地域」、「予期せぬ開発行為等によって景観が変化する可能性のある地域」等が考えられます。景観計画に「重点地区の候補地区」を整理し掲載しておくことで、今後、重点地区を指定する際や景観関連施策を実施する際の根拠となりやすくなります。
- ・実際に重点地区を検討する地区を決定する際は、上記の「重点地区の候補地区」の中から、より「重要度」や「緊急度」が高い地区を選定します。
- ・なお、「景観まちづくり」の目的だけで検討を進めることは、庁内や地元から十分に理解が得られない場合があります。他の施策や公共事業等が動くタイミングに、併せて景観面での配慮を促しながら重点地区の指定を進めることも有効です。

### 重点地区の候補地区の指標例

選定指標		内容
計画的な位置付け		都市マスタープラン等の上位計画において、まちづくりや景観づくりの重要性が高く位置付けられている。
景観特性	坂	景観特性の一つである起伏に富んだ地形を有している。
	緑	まとまった緑があり、地区全体が緑によって一体的な景観を形づくっている。
	史跡	地区を象徴する歴史的な建造物等が立地し、風情ある景観を形成している。
	観光資源	多くの人が訪れ、本市の観光やイメージ形成の中心となっている。
	特徴のある景観	景観特性が一定の広がりを持って存在している。(寺町、門前町、下町、低層住宅地、商店街など)
意識・関心	これまでの取組	地区住民との協働で、まちづくりの取組が行われている。(地区計画等)
	まちづくりの活動	住民によるまちづくりや景観づくりに関する活動が行われている。

### 景観計画に重点地区候補を掲載した例（宇都宮市）

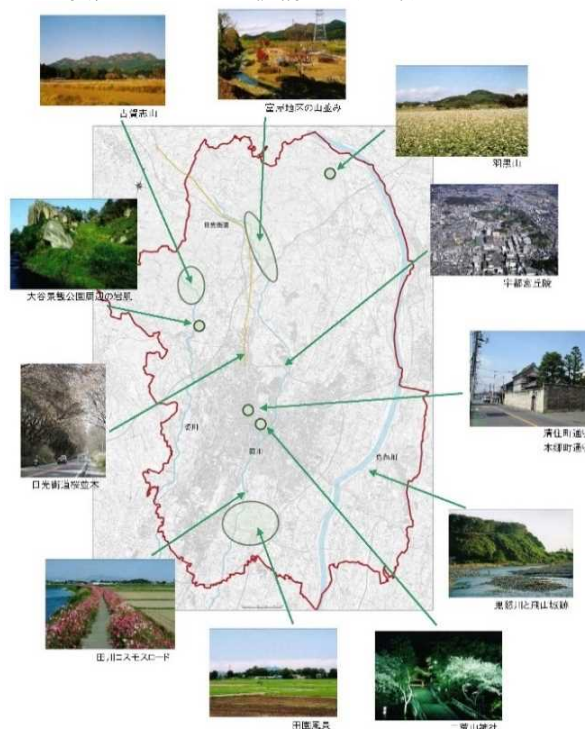
宇都宮市景観計画（景観形成重点地区）

- ・景観計画の中で、「景観形成重点地区の指定方針」とともに、「景観形成重点地区候補地域」を掲載し、候補地区の位置や「景観形成の方向」、「主な景観資源」を整理している。

#### ■景観形成重点地区の指定方針

- ア) 特徴のある景観を有している地域
- ・宇都宮の歴史、風土が育んできた景観で、「宇都宮にしかない」個性が光る景観  
＝「個性ある景観」
- イ) 四季を感じられる豊かな自然景観の保全を目指す地域
- ・宇都宮の地形や歴史のなかで重要な位置を占め「ふるさと」として市に親しまれている景観＝「郷土の景観」
- ウ) 魅力ある街並みの形成を目指す地域
- ・これまでの市のまちづくりにおいて形成されてきた宇都宮の「顔」となる景観  
＝「まちのシンボル景観」

#### ■景観形成重点地区候補地域（一部）



## b：景観特性・課題の把握

- ・当該地区の景観特性や課題の把握は、重点地区の方針や景観形成基準の設定につながる大切なプロセスです。その場所特有の景観をよりきめ細やかに保全・形成していけるよう、様々な視点からの調査を実施し、しっかりと景観特性・課題を把握することが大切です。
- ・景観特性や課題の把握のための調査方法には、「現地調査」や、「既存のデータや文献の活用」のほか、「ワークショップ」や「アンケート」によって住民に地域の景観特性を教えてもらう方法など、様々なものがあります。重点地区の指定の目的や合意の得られやすさ、検討スケジュール等により選択する調査方法は異なるため、既に刊行されている文献等を参考に、ケースごとに適した方法で景観特性・課題を把握します。

## c：景観形成の目標・方針の検討

- ・景観形成の目標・方針の検討では、当該地区の景観を将来どのようにしたいかを検討します。重点地区の根本の部分になるため、方向性をしっかり検討し、景観形成基準や区域等の検討時にも立ち返れるように検討過程も含めて残しておくことが大切です。
- ・検討の方法としては、例えば、「あらかじめ庁内で目標・方針の案を検討した後に、地域住民等に意見を聞く方法」や、「地域住民や活動団体等とワークショップを開催し、行政と住民で景観まちづくりの意識を共有しながら進める方法」などが考えられます。
- ・いずれの場合も、文言だけでなく、イラストや写真等によって地区の景観の将来ビジョンを「見える形」で作成することで、「当該地区の景観を将来どんなものにしたいか」の方向性を、多くの人々に明確に伝えることができます。

### 将来像をイラストで示した例（福岡市）

福岡市景観計画（都市景観形成地区：はかた駅前通り地区・承天寺通り地区）

- ・景観計画に都市景観形成地区指定後のまちなみのイメージのイラストを掲載し、将来像を示している。

#### ■はかた駅前通りのまちなみのイメージ

はかた駅前通りの街なみづくり

○落ち着いた広告物景観の演出

○一階に店舗やサービス施設を配置



#### ■承天寺通りのまちなみのイメージ



#### ■3つのキーワード

歴史・風格を感じる通り



賑わいの中にも品格がある通り



安全安心な通り





## d：景観形成基準等の検討（区域の範囲・対象行為・規模、景観形成基準）

- ・目標・方針が決まったら、これを実現するために具体的な「区域の範囲」、「基準」、「届出対象行為・規模」を検討します。

### d-1：区域の範囲

- ・重点地区は、基本的に既存の「景観計画区域」を区分することで、特に重点的に景観まちづくりを進めたい区域を設定します。重点地区の目的により、区域の範囲の決め方は様々です。公共事業や民間企業による開発事業等に伴うものであれば、事業の計画区域が中心となり、既存の市街地における景観の保全・形成が目的であれば、景観特性のまとまりが区域の中心となることが考えられます。
- ・届出が必要な区域の境界を決めることになるため、地域住民の意向把握も重要です。例えば、景観特性の広がりなどから重点地区の概ねの範囲のあたりをつけ、町内会・自治会や商店会の代表者といった地域住民等の意見を参考にしながら、景観のまとまりが分断されない範囲を検討することなどが考えられます。
- ・また、重点地区は地形地物にとらわれずに、地域の景観の特性を重視した範囲・境界を設定することができます。例えば、大切にしたい景観が広範囲である場合はエリア一帯を指定することもできますし、ある通りから見える街並み景観を重視するといった場合は道路に面する敷地の範囲を指定することもできます。また、眺望景観の保全を目的とした重点地区では、眺望点を頂点とした扇型の形状の区域とする例もあり、柔軟に範囲・境界の区域を設定することができます。
- ・「重点的に景観まちづくりを進めたい区域」のまとまりを、地形や土地利用の特性により更に区分し、異なる基準を設定することも可能です。

#### 「通りに接する敷地」を区域の境界にした例（調布市）

調布市景観計画（深大寺通り周辺景観形成重点地区）

- ・東京都景観条例に基づき指定された国分寺崖線景観基本軸内に位置する歴史、文化資産である「深大寺とその周辺」を調布市景観計画において景観形成重点地区に指定。
- ・区域は、地元住民、店舗、深大寺で組織された「深大寺通り街づくり協議会」の協定区域内で「深大寺門前の3つの通り（参道・寺前通り・深大寺通り）のいずれかに接する敷地」としている。

#### ■深大寺通り周辺景観形成重点地区の範囲



（出典：調布市景観計画）

## 眺望景観の保全を目的に区域を設定した例（岡崎市）

岡崎市景観計画（大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域（特別地域））

- ・大樹寺三門前を眺望点とし、幅約 2.5m の大樹寺総門開口部内に約 3km 先の岡崎城天守を望む景観を保全するため、非常に細長い形状の範囲を眺望景観保全地域に指定。

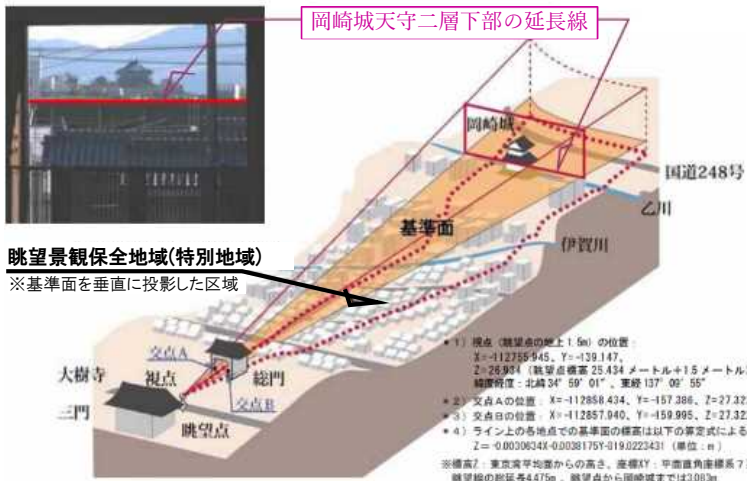
### ■大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域（特別地域）の指定範囲

大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域（特別地域）の指定範囲は、大樹寺三門前を眺望点とし、その地上 1.5m の視点から大樹寺総門を通して眺める眺望の中で、視点と見かけ上の岡崎城天守閣二層下部の延長線とを結ぶことによってつくられる面(以下「基準面」といいます。)を、国道 248 号南側（都市計画法の用途地域の近隣商業地域の境界）まで伸ばし、この基準面を地盤に垂直に投影した区域。

### ■大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域（特別地域）の区域（広域）



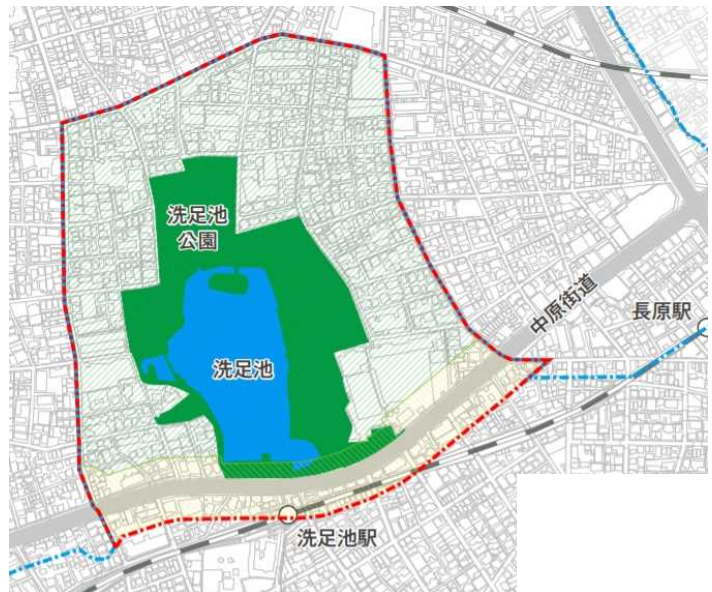
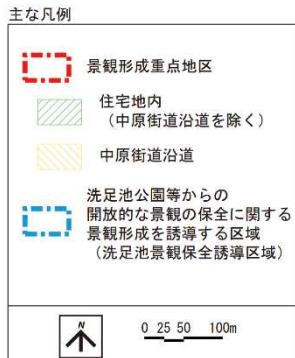
(出典:岡崎市景観計画)



## 市街地の特色により重点地区を区分した例（大田区）

大田区景観計画（洗足池景観形成重点地区）

- ・洗足池公園等からの開放的な景観の保全を目的に、公園周辺を景観形成重点地区に指定。
- ・幹線道路沿道と低層住宅地で地区を区分し、市街地の特色に合った基準を設けている。



(出典:【追録版】洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の修正・追加)

## d-2：景観形成基準、届出対象行為・規模

- ・「景観形成の目標・方針」を実現するために、必要な景観形成基準や届出対象行為・規模を検討します。
- ・重点地区ならではの景観特性を活かすために、独自基準の設定や、既存の「景観計画区域」とは異なる届出の対象行為・規模を設定することができます。
- ・また、景観形成基準と届出対象行為・規模を合わせて検討することで、「景観計画区域」では届出対象となっていない、より小規模な行為等に対してきめ細かい景観誘導をすることが可能になったり、特定の届出対象行為を追加したりすることができます。

### 重点地区における景観形成基準、届出対象行為・規模の設定例

#### 重点地区で独自の基準を設定している例：地域の資源である大谷石を活かす基準を設定（宇都宮市）

宇都宮市景観計画

（景観形成重点地区：大谷地区）

- ・大谷石の産地として観光・産業が活性化している地区について、地域の個性や特色を守り、観光拠点としての魅力を高め、愛着を持って暮らしていける景観を保全・創出するために景観形成重点地区に指定。
- ・地区内の全ての規模の建築物や工作物に対して届出を求め、「外構や外壁の一部に大谷石を使用すること」や、「建築物等の外壁・屋根の色彩は、大谷石や緑を引き立てる落ち着いた色合いとすること」といった景観形成重点地区独自の基準を設けている。



#### 届出対象行為を加えている例①：太陽光発電設備を追加（八戸市）

八戸市景観計画（是川景観重点地区）

##### ■太陽光発電設備に関する基準

- ・事業敷地が300㎡を超える太陽光発電設備の新設、増築等を届出対象行為とし、太陽光発電設備の設置が可能な範囲や太陽光パネルの色彩・素材等に関する基準を定めている。



形態・意匠	・太陽光発電施設を設置するときは、是川石器時代遺跡内から望見できる範囲に設置しないこと。また、道路等の公共空間及び望見できる範囲には設置しないよう努め、やむを得ず公共空間側に設置する場合は、道路から望見できないよう、植栽等により遮へいを行うこと。
色彩及び素材	・太陽光発電施設を設置するときは、太陽光パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また素材は反射が少なく模様が目立たないものを採用するよう配慮すること。
その他	・太陽光発電施設を設置するときは、沿道に立地する場合、敷地境界からできるだけ後退し、田園景観の中に突出しないよう、周辺と調和を図り植栽を行うこと。 ・太陽光発電施設を設置するときは、分電盤などの附帯施設は、周囲の景観と調和するように意匠・形態に配慮し、色彩については建築物の新築等の場合における外壁と同様の基準とすること。

（出典：八戸市景観計画）

## 届出対象行為を加えている例②：自動販売機を追加（伊豆市）

伊豆市景観まちづくり計画（景観まちづくり重点地区：修善寺温泉・桂谷地区、湯ヶ島地区）

- ・届出対象行為（工作物）として全ての規模の自動販売機を追加。
- ・地区の景観に配慮した配置、形態・意匠、色彩となるよう基準を定めている。

### ■修善寺温泉・桂谷地区の景観



### ■自動販売機に関する基準

- ・主要な通りに面して、自動販売機を設置する場合は、建築物と一体的に設置することを基本とし、壁面線内に設置するか、壁面に合わせて設置する。また、周辺に調和した色彩とするか、木製などの囲いにより周辺の景観と調和させる。等



（出典：修善寺温泉・桂谷地区の景観まちづくり計画  
（伊豆市景観まちづくり計画 別冊））

## 届出対象規模を拡大している例：建築物の届出対象規模を拡大（柏崎市）

柏崎市景観計画（景観形成重点地区：椎谷地区）

- ・北国街道沿いの切り妻造り・妻入りの建物が並ぶ歴史的まち並み景観を保全するために、街道沿いを景観形成重点地区に指定。
- ・景観形成重点地区内は建築物等の新築、増築、改築、移転時の届出対象規模を延床面積 10 m<sup>2</sup>以上とし、街並みの連続性に配慮した高さや形態・色彩等の基準を設けている。

### ■切り妻造り・妻入りの街並み



## **e：地域住民等との検討**

- ・重点地区では、区域内の敷地に対してよりきめ細かい景観誘導がなされることになるため、地域住民を交えた丁寧な検討が求められます。
- ・ここでは、地域住民と検討を進める際の進め方と、重点地区指定の気運づくりについて説明します。

### **e-1：地域住民等との検討の進め方**

- ・重点地区の指定をスムーズに進めるにあたり、地域住民の意向を丁寧に把握し、それらを考慮して検討を進めることが大切です。例えば、自治会やまちづくりの活動団体の中心人物といった地域のキーマン・団体に相談することで、コミュニティの状況を把握することができ、合意形成に向けてクリアすべき課題が明確になること、地域全体への周知が順調に進むことなどが考えられます。
- ・また、検討期間が長期に及ぶと、地元の意識が停滞したり、意向が異なる地権者等に変わったりする可能性があるため、ある程度のスピード感をもって検討を進めることも大切です。あらかじめ、庁内で重点地区の方向性のイメージをつくっておき、早い時期から地域のキーマン・団体等とある程度の方向性を持って共有しておくことも考えられます。

### **e-2：気運づくり**

- ・重点地区の景観まちづくりは、地区を指定して完了するのではなく、届出制度をきっかけとして、地域住民の協力により景観を育んでいくものです。地域住民に制度を理解し協力してもらうために、検討状況を公開し多くの地域住民に関心を持ってもらうことが大切です。
- ・多様な世代に制度や取組を知ってもらうことで、地域全体の景観まちづくりに対する気運を高めることができます。子育て世代や子供といった若年層への周知方法として、例えば、重点地区の周知動画の配信や、子どもや子連れ世帯の関心が高いイベントと同時に説明会等を開催することなどが考えられます。
- ・また、コロナ禍において、多くの人々が集まるイベントの実施が難しく、制度の内容を十分に周知できないといった課題も発生しています。これに対して、展示形式の説明会や、予約制の個別説明会の実施などを実施する自治体もみられます。

## 重点地区の周知と地区住民が楽しめるイベントの開催例（世田谷区）

世田谷区風景づくり計画（奥沢1～3丁目等界わい形成地区）

- ・より多くの住民に地区の風景の魅力や取組について関心を持ってもらうために、区と町会、街づくり団体（NPO）等が協働して地区住民に向けたイベント「風景祭※」を実施。多世代が参加した。

※風景祭令和元（2019）年：奥沢1～3丁目等界わい形成地区の指定候補地区内の歴史ある住宅やその庭を開放し、スタンプラリーを実施。

### ■ イベント時の様子とスタンプラリーのマップ



**奥沢まちたんけん スタンプラリー マップ&イベント情報**

たんけんルート  
スタンプラリーポイント  
海軍村住宅  
休憩スポット  
W.C. トイレ  
おむつ替え・授乳スペース  
景観木  
駐輪場

海軍村とは？  
奥沢2丁目には、大正前期から建築された海軍村が数多くあり、定期的に大規模な修繕が実施されています。この修繕が完了した「海軍村」を開放するよう取りまわした。写真撮影の場を設け、地域の歴史を学ぶ機会を提供しています。

3 読書空間みかも  
～海軍村住宅特別無料開放～  
内容：読書会（11：00受付開始）  
※先着5組限定、有料  
子ども向けおはなし会 ※随時開催  
主催：読書空間みかも  
読書空間みかも・・・  
読書空間みかもは、読書会やおはなし会、絵本の読み聞かせなど、子ども向けに様々な活動を行っています。また、地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供しています。

1 奥沢文和会館  
～風景祭インフォメーション・休憩スポット～  
内容：1階・ポップコーン、ソースせんべいの販売、レモンティーの提供  
2階・スタンプラリーの景品プレゼント  
みんなで作ろう！景観の好きなところマップ！！  
3階・お茶会（有料）、休憩スペース  
※全て、売り切れ次第終了  
主催：奥沢文和会、世田谷区都市デザイン課

2 〇〇邸 ～お庭で秋を楽しむ～  
内容：お庭で大観衆体験（11：30～12：00）  
お庭でミニスケッチ（13：30～14：30）  
〇〇邸・・・  
歴史あるお庭の開放体験、ミニスケッチ、お庭でミニスケッチなど、お庭を楽しむことができます。また、お庭の開放体験は、お庭の開放体験を通じて、地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供しています。

3 シェア奥沢 ～奥沢の写真と映像+オープンカフェ～  
内容：シェア奥沢写真展（11：00～13：00）  
コンサートと映像の集まり（13：30～16：00）  
※定数が限りあり、先着順に受付（有料）  
主催：NPO法人 上とみどりを守る会  
シェア奥沢・・・  
地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供しています。また、地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供しています。

4 おりーぶ  
～おでかけひろばおりーぶ見学会～  
内容：おりーぶ絵本文庫公開  
※無料、随時開催  
開催時間：11：00～14：00  
主催：NPO法人  
せしがや子育てネット  
おりーぶひろば「おりーぶ」・・・  
地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供しています。また、地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供しています。

**スタンプラリーゴール！**

## 新型コロナ感染症への対策に配慮した周知活動

### パネル展示によるオープンハウス形式の説明会の実施例（世田谷区）

世田谷区風景づくり計画（奥沢1～3丁目等界わい形成地区）

- ・会場に重点地区の内容案のパネルを展示し、区職員等が来場者に対して個別に制度について解説する形式の説明会を実施。来場者の関心のある部分や質問に対して個別に説明することにより、理解を深めていただいた。

### 予約式の個別説明会の実施例（宇都宮市）

宇都宮市景観計画（景観形成重点地区：大谷地区）

- ・対象者に書面の郵送等を行い、詳細な説明を希望する方が安心して参加できるよう、事前に予約してもらい、個別に市職員から景観形成重点地区の内容を説明する形式の説明会を実施。

### ■ オープンハウス形式の説明会の様子



### ■ 予約式個別説明会のチラシ

景観形成重点地区等の景観形成計画（案）を取りまとめたこと

景観形成重点地区等の内容を説明します！ ※要予約

9月27日(日)	9時30分～11時30分	鶴川地区景観センター
9月28日(月)	9時30分～11時30分	鶴川地区景観センター
9月29日(火)	9時30分～11時30分	鶴川地区景観センター
9月30日(水)	9時30分～11時30分	鶴川地区景観センター

※予約受付期間：9月27日～9月30日

※予約受付時間：9時30分～11時30分

※予約受付場所：宇都宮市景観計画課

※予約受付電話番号：028-252-2111

※予約受付メールアドレス：kenkei@city.yokoyama.lg.jp

※予約受付ウェブサイト：www.city.yokoyama.lg.jp

### 地域住民等との検討の進め方に関して力を入れた点・工夫した点

地域の キーマンとの 検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ等開催にあたり、事前に自治会長の確認を取りながら進めたことで順調に進んだ。</li> <li>・地区住民や関係団体へは、事前に意見聴取を行った。</li> </ul>
市民主体の 検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が主導しつつも、少しずつ地域住民主体の組織運営に移行するようにした。</li> <li>・地区住民が主体になって検討を進められるように、地区住民から構成する協議会を設置し意見交換を行った。</li> <li>・景観、まちづくりに対して意識の高い地区であったため、自治体はアドバイスや手続き上の支援など、裏方に徹した。</li> </ul>
大学のとの 連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学と地元との街づくり活動に呼応する形で、地元とともに重点地区指定の検討を進めた。</li> </ul>

### 気運の醸成に関して力を入れた点・工夫した点

説明会 ・検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重点地区の範囲やまちづくりのルールを定めるために、地域住民と検討を重ね、説明会や意見交換を開催した。</li> </ul>
パンフレットの 作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準をわかりやすく周知するため、地区独自のパンフレットを作成した。</li> </ul>
まち歩き・ ワークショップ 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や市民とまち歩きやワークショップを重ね、地域の魅力や特長を共有したうえで地区や基準を作成した。</li> <li>・住民の景観意識の盛り上げを醸成するため、全戸アンケートやモニターツアー、住民ワークショップの実施、まちづくり通信の発行等を積極的に行った。</li> <li>・各地区の区長で構成された市民懇談会を設置し、重点地区周辺のフィールドワークを行い、意見を集約した。</li> <li>・実際に地区を歩いて景観づくりについて考えるなど、地域の状況を正確に計画へと反映できるようにした。</li> </ul>
勉強会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観まちづくりの認識を地元住民と共有するために、先行区域の事例説明を行った。</li> <li>・地区住民に景観に対する興味・関心を持ってもらえるよう、複数回の勉強会を開催した。</li> </ul>
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査を実施し、検討案を対象地域の全戸に配布するなど、住民一人一人に制度が周知できるよう配慮した。</li> <li>・地域住民の意見を基準に反映できるように、地権者全体にアンケートを実施し広く意見を伺った。</li> </ul>
支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民にとって何がメリットになるのかをうまく説明するために、理念的な目標だけではなく、支援策も検討しておく必要がある。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元住民等の機運が高まっている契機を逃さないよう、スピード感をもって取り組んだ。</li> <li>・新型コロナウイルスによって自治会回覧の中止や全体説明会の開催が困難な状況があったため、個別説明会の開催や景観形成基準等の内容を記載した通信を送付するなど地域住民への合意形成や周知に取り組んだ。</li> </ul>

(「景観まちづくりの質向上に関するアンケート(令和3年度実施)」から整理)

## [検討例②]重点地区の追加以外（行為の制限に関する事項）

### 行為の制限に関する事項（重点地区の追加以外）の見直しの視点

- 景観形成基準を定量的な内容に見直し
- 新たな景観阻害要素への対応
- よりきめ細かく景観誘導に取り組むための改善
- 地域の景観特性を際立たせるための改善
- 事前協議の活用による景観誘導の改善

- ・行為の制限に関する事項は、景観法に基づく建築物や工作物等の景観誘導の根幹になります。景観づくりの質の向上を図るために、行為の制限に関する事項の内容をどのように見直すかはとても重要になります。
- ・行為の制限に関する事項は、主に「行為の制限を行う区域」「届出対象行為・規模」「景観形成基準」の内容によって決まります。それらは柔軟に定めることができるので、地域の景観づくりの進捗にあわせて適宜改善していくことができます。
- ・行為の制限に関する事項の見直しにあたっては、これまでの届出・誘導の運用状況や景観づくりの課題等の検証を行いながら検討していきます。検討にあたっては主に以下の視点があげられます。

### ●景観形成基準を定量的な内容に見直し（マンセル値に基づく色彩基準、緑化率・緑視率、ほか）

- ・一般的に景観形成基準が定性的な内容になることが多い中、より実効性のある景観誘導を行うための手法の一つとして、出来る限り数値等の定量的な基準を用いる事例もあります。
- ・具体的には、色彩をアルファベットや数値で超量化した「マンセル値」に基づいて誘導を図るケースや、建築物などの敷地面積に対する緑化の面積割合を規定した「緑化率」、人の視野を占める緑の面積の割合を規定した「緑視率」、建築物の高さの限度を数値で示した「高さ基準」等を取り入れるなどがあります。

### 【「景観まちづくりの質向上に関するアンケート調査（令和3年度）」

設問：改定にあたり力を注いだ点より】

#### ◆色彩基準

- ・重点区域及び城下町地区重点推進区域を除く景観計画区域において、周辺景観との調和及び良好な景観形成に支障がない程度に限り、アクセントカラーの色彩基準を導入。
- ・より伊丹らしい景観（酒蔵のイメージ）を実現するために、基準値以外色の使用割合を1/4から1/10に引き下げ
- ・より実効性をもって景観づくりを誘導するために、色彩基準をマンセル値により定量化した。

#### ◆高さ制限・緑化基準

- ・より実効性をもって景観づくりを誘導するため、行為の制限（高さ制限・敷地内緑化）に関する事項を変更した。



### ●新たな景観阻害要素への対応（太陽光発電設備、風力発電設備、携帯電話基地局、ほか）

- ・建築物・工作物等の建設内容が変化すると、景観計画を策定した当初には、顕在化していなかった事象が景観阻害要因として生じてくる場合があります。そうした新たな景観阻害要因に対応するために行為の制限に関する内容を見直します。
- ・例えば、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギー発電設備や携帯電話基地局（アンテナ）の設置は、その代表的な事例です。多くの景観行政団体で、これらの設置を届出対象行為に追加するなどによって規制誘導を行う事例がみられます。
- ・再生可能エネルギー発電設備の設置に関する具体的な対応方法については、「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」の「3-1 再生可能エネルギー発電設備の設置にかかる誘導の方法や工夫点」p.20-21をご参照ください。

#### 【「景観まちづくりの質向上に関するアンケート調査（令和3年度）」

##### 設問：改定にあたり力を注いだ点より】

##### ◆再生可能エネルギー発電設備への対応

- ・実効性を持って景観誘導をするために、太陽光発電施設等の形態意匠に関する具体的な基準を定めた。
- ・太陽光発電設備設置に伴う景観配慮を求めていくため、1,000㎡を超える敷地面積への太陽光発電設備の新設、増築、改築又は移転を「工作物の届出対象行為」として定めた。
- ・太陽光発電、風力発電について新たに景観形成基準を設定し、届出行為に対する基準を明確に提示した。

### ●よりきめ細かく景観誘導に取り組むための改善（自動販売機、屋外広告物、ほか）

- ・景観計画のスタート時には、景観形成に大きな影響を与える比較的大きな行為を中心に誘導を進めてきたものの、運用を重ねていくうちに次の課題が見え始め、行為の制限に関する事項に関しても、さらに一歩進めて景観づくりに取り組もうとする改善方向です。
- ・例えば、自動販売機の設置など比較的規模は小さいけれども、景観づくりの課題になりやすい行為を新たに届出対象に加える事例や、屋外広告物条例と連動しながら、看板など屋外広告物の誘導に取り組む事例もあります。

#### 【「景観まちづくりの質向上に関するアンケート調査（令和3年度）」設問：改定にあたり力を注いだ点より】

##### ◆自動販売機

- ・景観計画策定時からの懸案事項であった自動販売機について、場所によっては景観への影響が大きいため、届出対象への追加や配慮事項を定めた。

##### ◆屋外広告物

- ・景観重要地区の屋外広告物の基準について県との協議を重ね広告景観モデル地区を指定した。
- ・新たに策定した屋外広告物条例との連動を図った。

### ●地域の景観特性を際立たせるための改善（夜間景観、見通し景観、眺望景観、ほか）

- ・地域の景観特性を更に引き出すために、行為の制限に関する事項を見直す方向です。
- ・例えば、良好な夜間景観の形成を図ろうとするケースや、道路や河川沿いの見通し景観を確保する事例などがあります。

#### 【「景観まちづくりの質向上に関するアンケート調査（令和3年度）」

設問：改定にあたり力を注いだ点 より】

##### ◆見通し景観

- ・景観計画に、景観という視点から見て重要な道路や河川沿いの“見通し景観”を確保する観点から、新たに「都心景観路」という景観構成要素の考え方を設け、住民が主体となって策定した基準を他の景観区の基準に上乘せする形で景観計画に盛り込めるような仕組みを導入した。

### ●事前協議の活用による景観誘導の改善

- ・事前協議とは、景観法に基づく届出の前に、事業者と相談や協議の機会を設けることで、より実効性の高い景観誘導を図ろうとする取組です。
- ・事前協議の仕組みを整えていない場合には、景観計画の改定を契機に地方公共団体の特徴にあわせて事前協議の仕組みを導入している例もあります。

#### 【「景観まちづくりの質向上に関するアンケート調査（令和3年度）」

設問：改定にあたり力を注いだ点 より】

##### ◆事前協議の仕組み

- ・着工の30日前までの届出制度では、改善を要望しても実質不可能なケースが生じていたため、着工の90日前までの事前協議制度を導入することとした。
- ・円滑な届出審査を行うため、事前協議を制度化した。

※事前協議の仕組みを検討する場合、事前協議において行為の制限の適合状況を審査するのは二重規制にあたり、法の比例原則（達成される日時とそのために行われる手段としての権利・利益の制約との間に均衡が求められるという原則）に反するとの指摘もあり、注意を要します。事前協議の例については、「景観計画策定・改定の手引き（策定編）」p.14をご参照ください。

## [検討例③] 景観重要公共施設（積極的な活用が望まれる事項）

### 景観重要公共施設の活用メリット

- 地域のシンボルとなる質の高い公共空間を生み出し、継承できる
- 公共施設管理者、民間事業者などに対して景観配慮を求めることができる
- 公共空間だけでなく、周辺の民地も合わせた一体的な景観誘導につながる
- 無電柱化を推進できる

- ・景観法では、道路、河川、都市公園等の公共施設については、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する主要な要素の一つと考えられるため、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設とし、景観行政団体が景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項（以下、「整備に関する事項」）や景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準（以下、「占用等の許可の基準」）を定め、良好な景観の形成を図る制度が用意されています。
- ・行政区域の中には多くの道路、河川、都市公園等の公共施設があります。これらすべての公共施設に対して景観への配慮を求めていくことは大切ですが、景観重要公共施設に位置付けることで、特に景観に配慮した公共施設整備等を進めたい場所を示すことになり、メリハリをつけて整備等を進めることにつながります。
- ・景観重要公共施設の制度を活用するメリットとして、次のようなことがあります。

#### ●地域のシンボルとなる質の高い公共空間を生み出し、継承できる

- ・公共施設は多くの人目に触れ、使われるものです。景観に配慮した公共施設が整備等されることは、質の高い空間が実現されるだけでなく、そうした空間が多くの人目に触れられ、使われることで、市民生活の向上にもつながります。
- ・駅前、市役所の前、来訪者が多い場所、自然景観に優れた場所、シンボルとして育てていきたい場所など、地域のシンボリックな存在である道路や河川、都市公園を指定することで、景観に配慮した整備等を誘導することができます。

## 景観重要公共施設での舗装工事の際に、まちなみとの調和に配慮した整備を実施（伊勢市）

- ・伊勢市では平成 21（2009）年に景観計画の策定と合わせて、景観重要公共施設を複数箇所指定している。そのうちの「神路（かみじ）通り」は、伊勢神宮豊受大神宮（外宮）の別宮である月夜見宮（つきよみのみや）から外宮北御門まで続く約 300mの道路であり、月夜見宮の祭神・月夜見尊が豊受大御神のもとへ通う道と言われており、地元では「道の中央は人は通らず」と伝えられている。
- ・神路通りでは、平成 22 年度～平成 23 年度の下水道整備に合わせて、まちなみとの調和に配慮した石畳舗装とした。また、道路付属施設の色彩をダークブラウンに誘導している。

### ■石畳舗装に加え、道の中央の色を変えて言い伝えを表現



### ■色彩誘導された地上設置型変圧器塔(イメージ)



写真は伊勢市内の他の道路のもの

### ■整備に関する方針

- 道路の舗装は、まちなみとの調和に配慮した形態意匠とする。
- 道路付属施設の色彩については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン（10Y R2.0/1.0）を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。
- 歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

### ■占用許可の基準

- 工作物の設置は、沿道の建築物の利用方法と整合を図り、通りの見通しを妨げる位置その他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、まちなみとの調和に配慮した場合には、この限りではない。
- 工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。（表は省略）

## 「歩いて暮らせるまち松山」の新たなシンボルロードをつくり継承する（松山市）

- ・花園町通りは、まちの中心部でありながら施設の郊外移転や大型ショッピングモールの立地などにより、通行量の減少や空店舗の増加、老朽化などにより、商業活性化や安全・景観面で課題を抱えていた。そこで、地域の住民や事業者、行政、大学が一緒に検討を重ね、車道を縮小し歩道や自転車道を設けることに合わせ、無電柱化、自然素材による舗装など、景観にも配慮した道路空間改変事業が平成 23（2011）年から平成 29（2017）年にかけて行われた。
- ・景観重要公共施設には、平成 27（2015）年に指定されており、整備に関する事項や占用等の許可の基準を定められ、新たなシンボルロードの実現に繋がっている。

### ■道路空間改変事業の様子



### ■自然素材の舗装、県産材のウッドデッキなど



### ■整備に関する事項

- 花園町通りは、既存の高木を活かすなど、緑豊かな街路空間の整備を図る。
- 道路空間の再配分により、歩行者が安全・安心に歩ける、人にやさしい街路空間の整備を図る。
- 歩道空間には、ベンチを設置するなど、歩行者が溜まることのできる空間整備を図る。
- 通りごとに、統一感のある舗装材や照明設備で整備を図る。
- 道路標識等はできるだけ集約し、統一感のあるデザインを目指す。

### ■占用等の許可の基準

- 公衆電話や電柱、バス停留所、電力機器その他占用物件は、整備方針に適合するデザインとする。
- 歩行者系標識（サイン）などは、地域の景観特性に応じた秩序あるデザインとする。
- 工作物等の配置は、沿道の建築物の利用方法と整合したものとし、街角やアイストップ、その他景観形成上重要な位置としないこととする。また、標識やサイン等の認知を妨げない位置とする。
- 工作物等の形態は、沿道の建築物とのバランスの取れたものとする。
- 工作物等の色彩は、道路の仕上げや沿道の建築物、標識やサイン等と調和したものとする。

## 地域と公共が一緒になり、日本遺産に相応しい魅力的な空間をつくり継承する（成田市）

- ・成田山新勝寺表参道を含む地域一帯が平成 28（2016）年に日本遺産に指定されたことをきっかけに、沿道の若手商店主から舗装の改修を求める要望書が提出された。その後、景観審議会や要望書を提出した 9 団体が組織された「表参道街づくり連絡協議会」と舗装の内容等を検討し、成田山新勝寺表参道周辺景観形成重点地区の指定に併せ、建物と道路を景観として一体的に捉え、相乗効果を発揮し、良好な景観の創出及び維持に努めるため、平成 30（2018）年に表参道を「景観重要公共施設」に指定している。
- ・石畳風舗装の工事は、検討されていた内容を反映して平成 29（2017）年～令和元（2019）年にかけて実施され、魅力的な空間がつけられている。景観重要公共施設に指定していることで、今後も景観が維持継承される仕組みが整えられた。

### ■舗装改修の様子



（出典：成田市HP）

### ■整備に関する事項

- ・多くの観光客が訪れる成田山新勝寺の表参道として、おもてなしの心を大切にした歩行空間の創出と景観に配慮した舗装による魅力的な表情づくりに努めるとともに、地域との連携を図り、歴史や文化を感じさせる門前の街並み景観を創出するものとします。

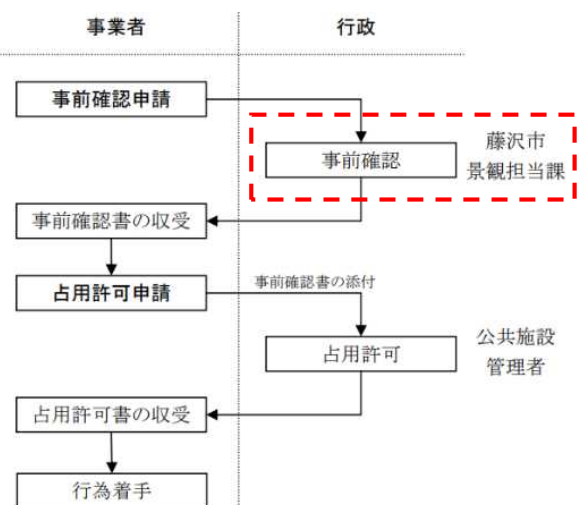
## ●公共施設管理者、民間事業者などに対して景観配慮を求めることができる

- ・景観法では、景観重要公共施設の「整備に関する事項」を景観計画に定めると、当該景観重要公共施設の整備にあたっては、定めた事項に即して行うこととされています。そのため、公共施設を実際に整備する公共施設管理者との調整を通じ、景観配慮を求めることができます。
- ・また、近年は公共空間の活用に向けた取組が見られ、これまでは活用主体が限定されていた公共空間を、様々な民間事業者も使えるようになってきています。そうした場合に、「占用等の許可の基準」を定めておくことで、公共施設管理者が占用許可をする際にも、景観配慮を求めることができます。

## 占有許可の手続きの流れの中で、景観部局の関わり方を明示（藤沢市）

- ・藤沢市景観計画の中に、景観法第 8 条第 2 項第 4 号ハに基づく占有許可基準等が定められた景観重要公共施設の占有物件等については、占有許可等の基準に適合することが必要になることを明示。
- ・手続きの流れの中で、景観担当課にて事前確認を行うことを示すとともに、HPにて「占有許可にかかる事前確認申請書」の様式を掲載し、申請時には、配置図、着色した立面図、カラー写真などの添付を求めている。
- ・審査期間は概ね 1 週間程度としている。

### ■占有許可手続きの流れ



（出典：藤沢市景観計画を基に一部加筆）

●公共空間だけでなく、周辺の民地も合わせた一体的な景観誘導につながる

- ・景観重要公共施設に位置付け、景観に配慮した公共施設整備等を進めることは、その周辺地域の景観づくりにも大きな影響を与えます。景観に配慮した公共施設は、その地域の景観資源になり、地域住民やその地域で建築行為等を行う事業者の景観に対する意識向上が期待されます。
- ・例えば、施設に隣接する建築物等や屋外広告物に対する景観誘導を受け入れられやすくなります。さらに、周辺地区での景観づくりの機運が醸成され、重点地区指定につながることもあります。

景観重要公共施設の指定を踏まえ、重点地区の指定へ（相模原市）

- ・市道市役所前通りでは、道路の整備方針を策定するのに合わせて、平成 29（2017）年 3 月に景観重要公共施設に指定し、景観に配慮した整備を行うこととしていた。
- ・さらに、市を代表する景観の一つである桜並木と沿道の建築物などがつくる景観を大切に育み、市民が集いくつろぐとともに、市外からも訪れたいくなる景観づくりに取り組むために、沿道の建築物や屋外広告物等の形態やデザイン等をきめ細かに誘導する「市役所前さくら通り地区景観形成重点地区」を令和 3（2021）年 5 月に指定している。

■相模原市景観計画の策定変更経緯（抜粋）

平成 22 年 3 月	相模原市景観計画策定
平成 29 年 3 月	景観重要公共施設の指定による変更
令和 3 年 5 月	景観形成重点地区の指定による変更

■市役所前さくら通りの様子

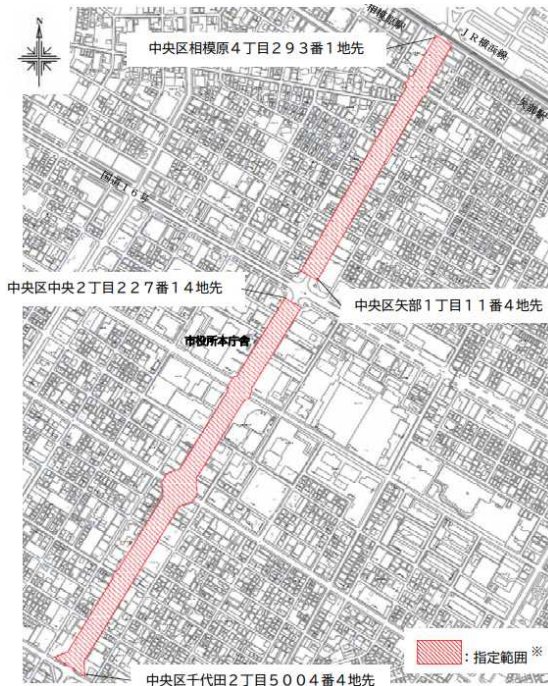


（提供：相模原市）

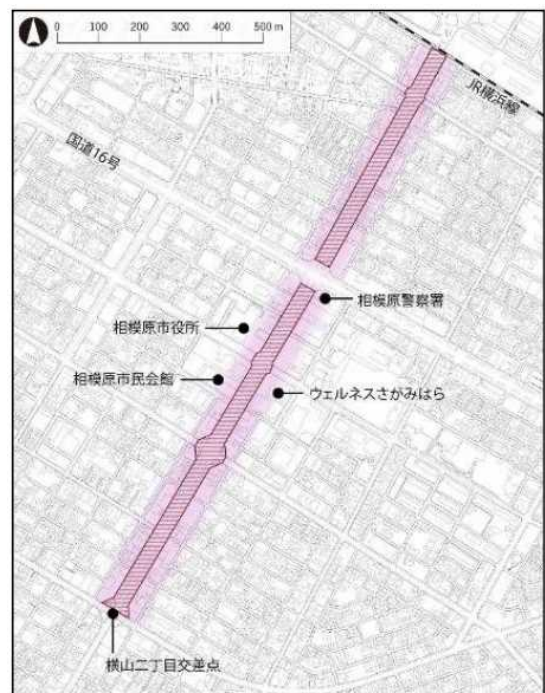
■市役所前さくら通り地区景観形成重点地区の将来イメージと範囲



■景観重要公共施設の範囲



（出典：相模原市景観計画本編）



（出典：相模原市景観計画別冊）

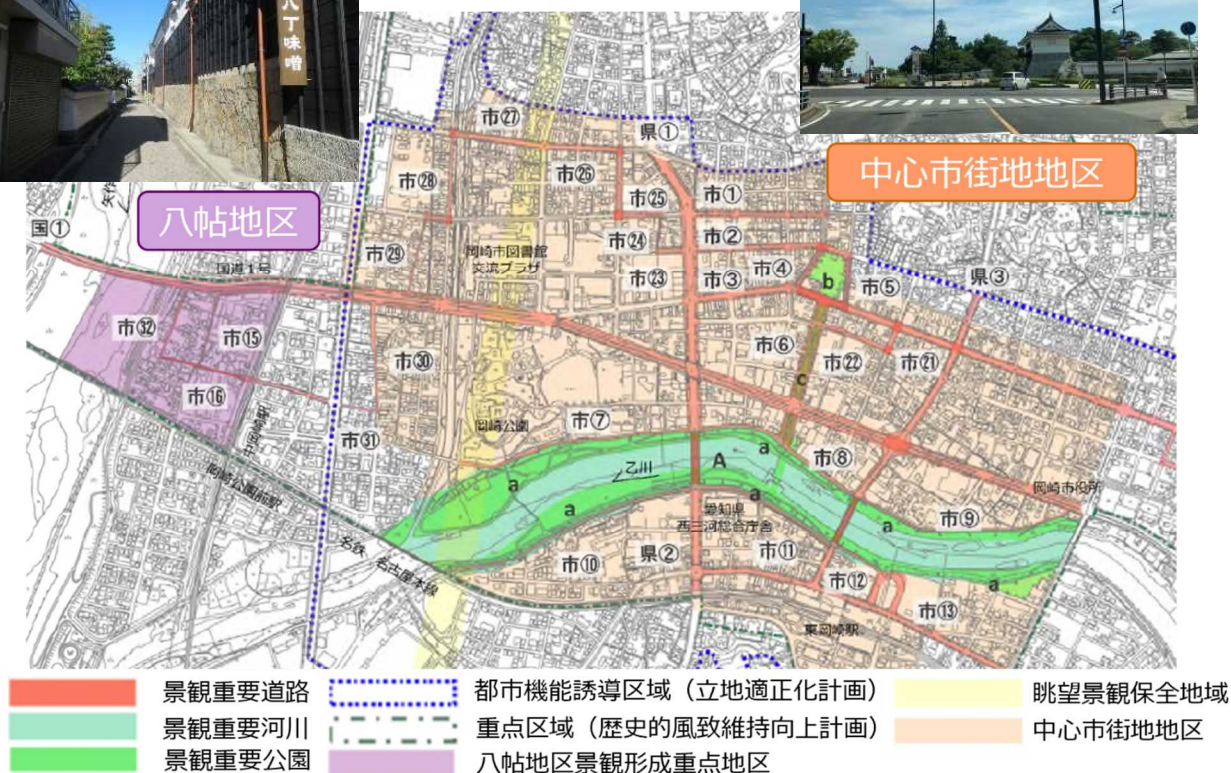
## ●無電柱化を推進できる

- ・無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から実施されています。道路の占有物である電柱等が景観の阻害要因になる場合には、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」に無電柱化について記載することで、無電柱化を推進することができます。
- ・なお、無電柱化の手法の中に「電線共同溝方式」があります。景観法第48条では、電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例が定められており、景観計画に景観重要公共施設として位置付けることで、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」（電線共同溝を整備すべき道路）に指定することが可能になります。

### 「整備に関する方針」と「占用等の許可の基準」に無電柱化を記載し実効性を高める（岡崎市）

- ・岡崎市では、各種整備事業で無電柱化を含めて質の高い公共空間が整備されたことを踏まえ、景観形成重点地区である八帖地区と、岡崎城や乙川を含む中心市街地地区において、その状況を維持、継承するために、景観重要公共施設に指定している。
- ・整備方針及び占用等の許可の基準において、無電柱化に関する基準を設定することで、景観担当部局を含め、無電柱化を推進している。

#### ■景観重要公共施設の指定地区



#### 八帖地区

##### ■ 整備に関する方針（抜粋）

- ・舗装は周囲との連続性や地域の歴史性に配慮したデザイン（素材や色彩）とする。
- ・無電柱化を推進する。

##### ■ 占用等の許可の基準

- ・新たに電柱、架空線を設置しない。ただし、顧客需要の変化等によりやむを得ない場合は除く。

#### 中心市街地地区

##### ■ 整備に関する方針（抜粋）

- ・歩道の幅員が十分確保された道路にあっては、植栽帯の配置などによる緑量の維持に努める。
- ・無電柱化を推進する。

##### ■ 占用等の許可の基準

- ・新たに電柱、架空線を設置しない。ただし、顧客需要の変化等によりやむを得ない場合は除く。

## [検討例④] 景観整備機構（積極的な活用が望まれる事項）

### 景観整備機構の活用メリット

- 官民連携により、地域の景観づくりを推進できる
- 景観行政や地域の景観づくりに対する専門的な知見を得られる
- 地域の景観を守り・支える担い手になる

- ・景観整備機構制度は景観法第 92 条に定められた制度で、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又は NPO について、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。
- ・令和 3（2021）年 8 月時点（アンケート調査による）では、景観整備機構を指定している景観行政団体は 78 あり、延べ 114 法人が指定されています。
- ・景観法第 93 条では景観整備機構が行える業務として下表の内容が定められていますが、ここでは具体的な活用のメリットについて整理します。

第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- 六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

### ●官民連携により、地域の景観づくりを推進できる

- ・景観づくりは、景観形成基準等による規制誘導と共に、まちに関わる市民、事業者、自治体が協力し、さまざまな取組を通じて、推進していくことが大切です。
- ・規制誘導にあたっては、地区の景観特性に精通している景観整備機構との事前協議を位置づけることで、より地域特性に沿った景観づくりにつながります。
- ・また、景観づくりを推進する取組としては、普及啓発イベント、人材育成・教育、情報発信、登録・表彰などが多くの自治体で行われています。こうした取組を行うにあたり、地域の景観にも精通している景観整備機構と連携することで、より良いイベントにすることができます。また、例えば、規制誘導は自治体職員が担い、景観づくりの推進は景観整備機構が担うなど、適材適所の役割分担ができることで、地域の景観づくりを多角的に進められるだけでなく、業務効率化にもつながります。



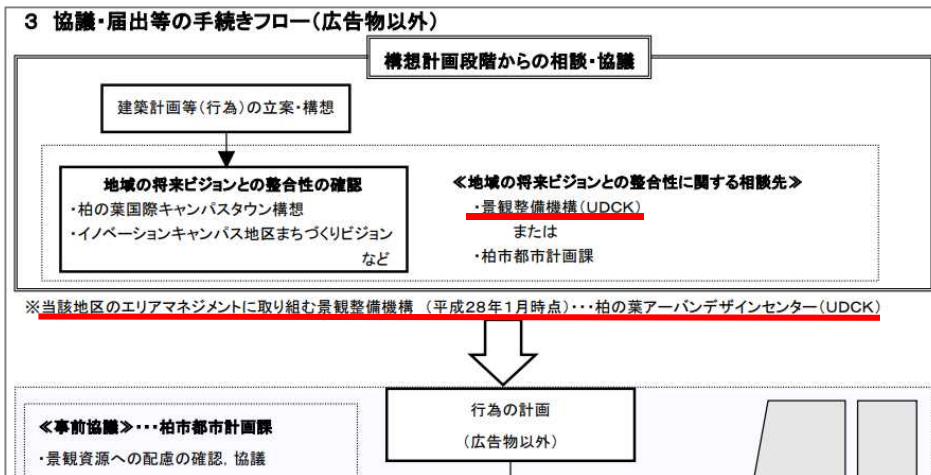
■ 景観整備機構が担っている景観づくりを推進する取組の例

カテゴリー	取組の例
普及啓発イベント	景観まちあるき、景観クイズ、写真コンテスト など
人材育成・教育	子どもを対象とした景観学習、行政職員・事業者・地域住民を対象とした勉強会など
情報発信	地域の資源をホームページに掲載、パンフレット作成・配布、フォーラム、パネル展示 など
登録・表彰	地域の景観資源として登録、景観賞 など

エリアマネジメントに取り組む景観整備機構が景観に係る事前協議を実施（柏市）

- ・ 景観整備機構の指定を受けている一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンターでは、柏の葉エリアの景観づくりに取り組んでおり、建築計画の構想段階における景観に係る相談・協議を行っている。
- ・ 市では開発計画に係る情報を入手した時点で、柏の葉アーバンデザインセンターへの相談・協議をするよう誘導している。この相談・協議では、地域で策定している任意の構想等に係る情報提供のほか、景観整備機構として景観に係る事前協議の前捌き（リストに基づくチェック）を行う。その際には、景観形成基準の中の「但し書き」事項についての判断（基準に合致していなくても、景観上問題ないとして承認しうるかどうかの判断）やその理由付けを行うこともある。

■ 協議・届出等の手続フロー



（出典：柏市景観計画【別冊】から抜粋）

景観学習などを景観整備機構と協力して実施し、景観形成の推進を図る（北上市）

- ・ 北上市では、地域の身近な景観資源に目を向け、景観に対する関心を高めることで、景観を活用したまちづくりを推進しており、景観整備機構とも協力して取り組んでいる。
- ・ 子どもたちが将来誇れる景観、原風景となり得る景観について知ってもらうことを目的に、これまで社会科や総合学習の授業の一環として希望する小中学校へ講師を派遣し景観学習を実施している。
- ・ また、地域、学校、行政が行った景観まちづくりの取組の成果などを共有するために、年に一度フォーラムを開催しており、きたかみ景観資産の認定式及び北上市景観賞の表彰式はフォーラムの中で行い、広く市民に紹介している。また、フォーラムに併せてパネル展や写真展を開催している。



（平成 29 年度景観学習の様子）



（平成 28 年度・フォーラムと写真展）



（出典：北上市景観計画）

●景観行政や地域の景観づくりに対する専門的な知見を得られる

- ・行政職員や事業者、地域住民などを対象とした景観に関する勉強会を開催するにあたり、景観整備機構から講師を派遣してもらうことで、専門家の視点からの知見を得られ、景観づくりの意識醸成がより図られます。
- ・また、景観整備機構を景観審議会の委員にしている自治体もあり、地域の景観に精通した委員による、より実態に基づいた審議が期待できます。
- ・さらに、景観整備機構の持つ知見を基に、景観整備機構が景観重要建造物や景観重要樹木の指定を進めることもできます。

景観整備機構から景観重要建造物の提案を受け指定（埼玉県）

- ・飯能市にある吾野宿（あがのじゅく）は、江戸時代に秩父道の宿場として発展し、昭和の初め頃まで絹や材木の取引などで賑わっており、いまでも当時の町並みの面影が残っている。
- ・景観整備機構である埼玉県建築士事務所協会は、この吾野宿の町並みや資料の記録を行っていた。その資料を基に、所有者の合意を得た上で、景観重要建造物の指定を埼玉県に提案し、景観重要建造物の指定に至っています。またその検討の過程では、まちあるきなどの啓発活動が実施され、埼玉県、飯能市のほか、景観整備機構も協力をして開催されている。

埼玉県景観重要建造物 平成27年3月27日指定

※飯能市が平成 29 年に景観行政団体に移行し、現在は飯能市の指定となっている。



(出典:「吾野宿 歴史のみち景観モデル地区景観まち歩き」(埼玉県)資料)

■平成 22(2010)年度に景観整備機構が委託調査として行った吾野宿の景観資源調査報告

<p>吾野</p> <p>開いた道の中にある、寛政時代の必要があり、宿場として栄えた。沿道には市民、旅籠、秩父等の周辺地域の物資を集散する六蔵市をももった宿場が興った場所。秩父半州住居の宿場であると共に、青梅、川越地方を結ぶ交通の拠点としての役割も大きかった。江戸期～現代まで、歴史を感じる事のできる、貴重な場所である。(写真は飯能市吾野石分付道)</p>		
1 馬頭観世音	2 住宅	3 住宅
道路脇に、ボツンとたれずむ観音様。田舎道風の面影を留めている。	出所通りの民家。古い頃の民家だが、一度火事で消失したため、明治期の建物と思われる。正確な年代は不明。(現地ヒアリング)	出所通りの民家。
4 住宅	5 住宅	6 路切のある山道
小さな家屋で可愛らしい雰囲気で、すぐ裏には高麗川が流れる。江戸時代のしつらえを改修して使用している村産蕎麦屋の建物。	吾野宿の手前にある、出所通りの民家。	路切の踏み切りと山の景色。小高い場所にある踏み切りは、おそらく地元民しか利用しないと思われる。
15 病院	16 店舗	17 店舗
西洋風造りの病院建築。左半分の和風建物に、半円窓の欄干が付き、右半分は下見張り太い柱の洋館風。しかし、屋根は日本瓦で、まさに和洋混在の建物である。	出所通りの民家の様子。右半分は木村屋、左半分は洋品店。	出所通りの民家。改装はされているが、出所を特徴とした町並み景観を留めている。
18 店舗	19 住宅	20 蔵
高麗川の川沿いにある元船着き場。夜涼しの遊覧船に押入れ、夜を越えては戸まで演じた跡。	出所通りの民家。改装はされているが、出所を特徴とした町並み景観を留めている。	白壁が綺麗な蔵。本扉は瓦で、下扉はトタンで改修してある。元々は、納蔵として使われた。
21 店舗	22 吾野宿の町並み	23 板庇のある民家の町並み
出所通りの民家。軒先の漆車におそらくは、看板でも所収であったと思われる。扉号は「こや」で、表を張っていた。	昔ながらの民家が軒窓入の格子。半軒は軒目は、大正頃の地蔵にも通っている意匠。いずれも、出所通りである。	出所通りの民家。板庇は瓦葺き。明治期の素朴な町並りを残している。

■吾野宿でのまちあるきの様子



(出典:埼玉県HP)

(出典:埼玉県HPから抜粋)

## ●地域の景観を守り・支える担い手になる

- ・身近な景観づくりとして、景観整備機構が担い手となり、花苗の配布や清掃を実施しているところもあります。
- ・また、景観整備機構が景観重要建造物や景観重要樹木について、管理協定に基づいて管理することができます。

### 景観整備機構が地域の景観づくりとして沿道への植栽や景観授業を実施（佐久市）

- ・景観整備機構である公益社団法人長野県建築士会佐久支部では、平成 21（2009）年に中部横断自動車道佐久南インターチェンジが開通することに伴い、インターチェンジ周辺の田園風景が広がり、浅間山や蓼科山等が眺望できる美しい景観が将来にわたり保全され、地元の子どもたちに地域の誇りとして受け継がれるために、国道 142 号線沿いへの植樹や地域の小学校への景観授業を実施した。
- ・平成 22（2010）年に行われた植樹では、地域住民と小学生も含めて 314 人が参加し、すでに 142 号線に植えられていた「ねむの木」を 76 本植樹した。実施にあたっては、長野県の「地域発 元気作り支援金」に応募して採択され、事業費を概ね賄った。
- ・それ以降も地域住民や地元小学生、地域企業による「佐久南インター景観をつくる会」を発足し、景観授業、草取りや花植えなどの維持管理活動を継続している。

■植樹の様子



■景観授業の様子



■成長したねむの木



（いずれの画像も出典：長野県建築士会佐久支部広報ちくま 60 号(2019.2)）

**景観計画の策定・改定や景観まちづくりの質向上について  
お困りごと等ありましたら、お気軽にご連絡ください。**

＜問い合わせ先＞

名称	電話番号
国土交通省都市局 公園緑地・景観課	03-5253-8111(代表) 03-5253-8954(直通)
北海道開発局 事業振興部 都市住宅課	011-709-2311(代表) 011-738-0234(直通)
東北地方整備局 建政部 計画管理課	022-225-2171(代表)
関東地方整備局 建政部 計画管理課	048-601-3151(代表) 048-600-1905(直通)
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	025-280-8880(代表) 025-370-6571(直通)
中部地方整備局 建政部 計画管理課	052-953-8119(代表) 052-953-8571(直通)
近畿地方整備局 建政部 計画管理課	06-6942-1141(代表) 06-6942-1051(直通)
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	082-221-9231(代表) 082-511-6176(直通)
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	087-851-8061(代表) 087-811-8314(直通)
九州地方整備局 建政部 計画管理課	092-471-6331(代表) 092-707-0186(直通)
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	098-866-0031(代表) 098-866-1910(直通)